

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(2020年度)

様式

作成日 2021/2/24

最終更新日 2021/2/24

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2021年2月1日
国立大学法人名		国立大学法人北見工業大学
法人の長の氏名		鈴木 聡一郎
問い合わせ先		戦略企画室 (0157-26-9114、soumu09@desk.kitami-it.ac.jp)
URL		https://www.kitami-it.ac.jp/about/pubdoc-other/#governance_code

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		
監事による確認		法令、その他の定めに従い、本学の教育・研究・社会貢献活動等の実施が図られていることが確認され、今次「国立大学法人北見工業大学 ガバナンス・コード適合状況確認票 令和3年2月1日現在」によって表示される「現在の適合状況の概要」については、適正であることを認めます。
その他の方法による確認		

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則を（下記に説明する原則を除き）すべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		<p>【原則 3 - 3 - 4】 該当しない。 ただし、小樽商科大学、帯広畜産大学及び本学における法人統合に向けて、大学総括理事の設置も含めて、法人統合後の経営体制の検討を進めている。</p> <p>【補充原則 3 - 4 - 1 ①】 大学の規模、他の工学系単科大学の状況及び監査業務の実態を踏まえ、監事の常勤化についての検討は行わない。 ただし、小樽商科大学、帯広畜産大学及び本学における法人統合に向けて、監事の常勤化も含めて、法人統合後の経営体制の検討を進めている。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		<p>本学ホームページにおいて、「北見工業大学の理念と使命、基本目標」及び「中期目標・中期計画」を公表している。</p> <p>【北見工業大学の理念と使命、基本目標】 https://www.kitami-it.ac.jp/about/future-vision/</p> <p>【中期目標・中期計画】 https://www.kitami-it.ac.jp/about/info-about-kitami/#gyomu</p>
補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		<p>本学ホームページにおいて、各中期目標期間及び各年度の国立大学法人評価における「業務の実績に関する報告書」及び大学機関別認証評価における「自己点検書」を公表している。</p> <p>【業務の実績に関する報告書】 https://www.kitami-it.ac.jp/about/info-about-kitami/#gyomu</p> <p>【大学機関別認証評価における自己点検書】 https://www.kitami-it.ac.jp/about/info-about-kitami/#hyoka_kansa</p>
補充原則 1 - 3 ⑥ (1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		<p>自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする体制を構築するために、「国立大学法人北見工業大学組織規則」を制定し、役員会・経営協議会・教育研究評議会といった、経営及び教学運営双方の実施に係る各組織等の権限と責任を明確に規定している。</p> <p>【国立大学法人北見工業大学組織規則】 https://education.joureikun.jp/kitami_it_univ/act/frame/frame110000008.htm</p> <p>【国立大学法人北見工業大学役員会規程】 https://education.joureikun.jp/kitami_it_univ/act/frame/frame110000001.htm</p> <p>【国立大学法人北見工業大学経営協議会規程】 https://education.joureikun.jp/kitami_it_univ/act/frame/frame110000002.htm</p> <p>【国立大学法人北見工業大学教育研究評議会規程】 https://education.joureikun.jp/kitami_it_univ/act/frame/frame110000003.htm</p>

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1 - 3⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>		<p>北見工業大学の理念と使命、基本目標の実現、組織の活性化及び教育・研究力の向上を目的として、以下の方針で人事施策を実行する。</p> <p>(法人経営)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期的な視点に立った法人経営を行うため、経営に必要な能力を備える人材を登用するとともに法人経営を担い得る人材を計画的に育成する。 <p>(教育・研究)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独創的で高度な教育研究を推進するため、教育、研究又は実務上優れた知識、能力及び実績を有する者を登用する。 ・ 教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、年齢構成のバランスを考慮した登用を行う。 <p>(地域貢献)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に基盤を置く大学として、地域のニーズに応え、地域課題解決及び発展に貢献する人材を登用するとともに、地域の政策決定・社会問題の解決に積極的に関与し、夢と希望のある地域づくりに貢献できる人材を育成する。 <p>(国際化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的視野を踏まえた教育研究を活性化するため、国際性を備えた人材を積極的に登用するとともに、国際化に対応できる素養とコミュニケーション能力を備える人材を育成する。 <p>(ダイバーシティ環境の実現)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学運営における男女共同参画を実現するため、男女構成のバランスを考慮した登用を行う。 ・ 大学運営における多様性を向上させるため、障がい者雇用は法定雇用率の達成及び維持に努める。
<p>補充原則 1 - 3⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>本学ホームページにおいて、中期計画を掲載し、中期的な財務計画を公表している。</p> <p>【中期計画】 https://www.kitami-it.ac.jp/about/info-about-kitami/#gyomu</p>
<p>補充原則 1 - 3⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)</p>		<p>本学ホームページにおいて、事業報告書及び財務レポートを掲載し、教育研究の費用及び成果等を公表している。</p> <p>【財務に関する情報】 https://www.kitami-it.ac.jp/about/info-about-kitami/#zaimu</p>

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>社会に対して継続的に役割を果たしていくため、以下の方針により法人経営を担い得る人材を計画的に育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人としてのビジョンや国内外の高等教育・学術研究の動向等の情報を構成員全体に随時提供し、常に法人経営への意識付けを行う。 ・ 管理職・部局長クラスの次代の法人経営を担う階層の教員には、学長補佐等の法人経営の一端を担う法人のポストに登用し、大学経営を経験する機会を設ける。 ・ 中堅クラスの教員には、タスクフォースの一員として参加させることにより、早い段階から法人経営の感覚を身に付けさせる。 ・ 事務職員については、担当理事及び事務局長による人材育成推進体制のもと、大学内外において幅広い業務経験を積ませ、経営に貢献できる人材育成を計画的に行う。 ・ 経営人材を育成するための多様な啓発の機会に教職員を計画的に参加させることにより、経営感覚の育成を行う。
<p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>		<p>学長は、「北見工業大学の理念と使命、基本目標」を実現するため、理事、副学長及び学長補佐について、それぞれの役割に適した人材を配置している。なお、理事及び学長補佐については、必要に応じて他の教育研究機関等の経験を有する人材を活用しながら、意思決定や業務執行をサポートする体制を整備を行っている。</p> <p>また、理事、副学長及び学長補佐について、国立大学法人法、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律等に基づき氏名・職務等を公表している。</p> <p>【組織に関する情報】 https://www.kitami-it.ac.jp/about/info-about-kitami/#soshiki</p>
<p>原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録</p>		<p>役員会は、法人の重要事項について十分な検討・討議を行い、学長の意思決定を支え、法人の適正な経営を確保している。また、役員会は、国立大学法人法で定める事項について適時かつ迅速な審議を行い、議事録を公表している。</p> <p>【会議開催情報】 https://www.kitami-it.ac.jp/conferencing/</p>
<p>原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>		<p>組織運営業務に精通した他の教育研究機関の経験を有する人材を非常勤理事として登用し、その経験と知見を法人経営に活用している。また、性別や国際性の観点でのダイバーシティについてもそれぞれ登用の目標を掲げて確保を行っている。</p> <p>【第3期中期計画No.32】 女性教員、外国人教員の採用を促進するため、新たな評価制度を導入するとともに、女性教員には、出産、育児などと教育研究が両立しやすいように研究補助者の配置、単身赴任手当の支給要件の緩和、特別休暇付与、キャリア形成のための相談や助言機会の充実など支援体制を強化し、全教員の10%程度になるよう採用する。外国人教員への支援体制としてビザ更新時の特別休暇付与及び旅費や更新手数料等の補助、一時帰国時の特別休暇付与、希望者に対する日本語指導などの支援体制を強化し、外国人教員も全教員の10%程度になるよう採用しグローバルな教育研究体制の強化を図る。</p>
<p>補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>		<p>経営協議会の学外委員の選任に当たり、教育機関、産業界、行政機関等の多様な関係者から大学に関し広くかつ高い識見を有する者を選考している。また、学外委員がその役割を十分に果たせるよう適切な議題設定をするとともに、遠隔会議（WEB会議）での開催や定期的に本学執行部との懇談会を開催する等、審議を活性化させるため運営方法を工夫している。</p> <p>【国立大学法人北見工業大学経営協議会規程】 https://education.joureikun.jp/kitami_it_univ/act/frame/frame11000002.htm</p>

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>		<p>本学ホームページにおいて、学長の選考基準「次期学長に求める資質、能力」を公表するとともに、平成29年度の学長選考において、学長選考会議は当該基準を踏まえ、適正に選考を行った。また、選考結果、選考過程及び選考理由等を公表した。</p> <p>【学長選考会議】 https://www.kitami-it.ac.jp/about/gakutyo_senkou/</p>
<p>補充原則 3-3-1② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>		<p>「国立大学法人北見工業大学学長選考会議規程」に学長の任期に関する事項を審議事項として規定するとともに、「国立大学法人北見工業大学学長選考規程」に学長の再任の可否、再任の場合の任期を規定し、本学ホームページにおいて公表している。</p> <p>【国立大学法人北見工業大学学長選考会議規程】 https://education.joureikun.jp/kitami_it_univ/act/frame/frame110000004.htm</p> <p>【国立大学法人北見工業大学学長選考規程】 https://education.joureikun.jp/kitami_it_univ/act/frame/frame110000051.htm</p>
<p>原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>「国立大学法人北見工業大学における学長の解任の申出に関する規程」に解任の審査の請求・審査手続を規定し、本学ホームページにおいて公表している。</p> <p>【国立大学法人北見工業大学における学長の解任の申出に関する規程】 https://education.joureikun.jp/kitami_it_univ/act/frame/frame110000061.htm</p>
<p>補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>「国立大学法人北見工業大学学長選考会議規程」に学長の業績に関する事項を審議事項として規定している。また、平成29年度に「国立大学法人北見工業大学長の業績評価に関する申合せ」に基づき、学長の任期の途中における業績評価を行い、評価結果を本学ホームページにおいて公表している。</p> <p>【国立大学法人北見工業大学学長選考会議規程】 https://education.joureikun.jp/kitami_it_univ/act/frame/frame110000004.htm</p> <p>【学長選考会議】 https://www.kitami-it.ac.jp/about/gakutyo_senkou/</p>
<p>原則 3-3-4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>該当しない。</p> <p>ただし、小樽商科大学、帯広畜産大学及び本学における法人統合に向けて、大学総括理事の設置も含めて、法人統合後の経営体制の検討を進めている。</p>
<p>基本原則 4 及び原則 4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>		<p>「国立大学法人北見工業大学コンプライアンス規程」及び「国立大学法人北見工業大学内部監査規則」を定め、適正な職務の実施と社会的倫理の維持を確かなものとしている。また、「国立大学法人北見工業大学内部監査規則」に基づき、監査室長は監査結果調書の内容を学長に報告するとともに、学長は改善等の処置が必要と認めるときは、被監査部局等の責任者に対して業務改善等の指示を行う体制を整えている。</p> <p>【国立大学法人北見工業大学コンプライアンス規程】 https://education.joureikun.jp/kitami_it_univ/act/frame/frame110000390.htm</p> <p>【国立大学法人北見工業大学内部監査規則】 https://education.joureikun.jp/kitami_it_univ/act/frame/frame110000010.htm</p>
<p>原則 4-1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>「国立大学法人北見工業大学情報公開取扱要項」に基づき、本学が保有する情報の公開を推進するとともに、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報は、多様なステークホルダーに対して、ホームページ、SNS及び冊子等、適切な方法を検討し、公表している。</p> <p>【国立大学法人北見工業大学情報公開取扱要項】 https://education.joureikun.jp/kitami_it_univ/act/frame/frame110000018.htm</p> <p>【本学ホームページ】 https://www.kitami-it.ac.jp/</p>

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>「国立大学法人北見工業大学情報公開取扱要項」に基づき、本学が保有する情報の公開を推進するとともに、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報は、多様なステークホルダーに対して、ホームページ、SNS及び冊子等、適切な方法を検討し、公表している。</p> <p>【国立大学法人北見工業大学情報公開取扱要項】 https://education.joureikun.jp/kitami_it_univ/act/frame/frame110000018.htm</p> <p>【本学ホームページ】 https://www.kitami-it.ac.jp/</p>
<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>本学ホームページにおいて、教育情報、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー及び学生の進路状況を掲載し、学生が身につけることができる能力及び主たる進路状況を公表している。</p> <p>なお、学生の満足度については、卒業修了予定者へのアンケートを毎年度実施しており、令和2年度以降の調査結果から本学ホームページにおいて公表する予定である。</p> <p>【教育情報】 https://www.kitami-it.ac.jp/kyoikujoho/</p> <p>【カリキュラムポリシー】 https://www.kitami-it.ac.jp/about/curriculumpolicy/</p> <p>【ディプロマポリシー】 https://www.kitami-it.ac.jp/about/diplomapolicy/</p> <p>【学生の進路状況】 https://www.kitami-it.ac.jp/employment-support/tokei-shinro/</p>
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報</p> <p>【組織に関する情報】 https://www.kitami-it.ac.jp/about/info-about-kitami/#soshiki</p> <p>【業務に関する情報】 https://www.kitami-it.ac.jp/about/info-about-kitami/#gyomu</p> <p>【財務に関する情報】 https://www.kitami-it.ac.jp/about/info-about-kitami/#zaimu</p> <p>【評価・監査に関する情報】 https://www.kitami-it.ac.jp/about/info-about-kitami/#hyoka_kansa</p> <p>【関係法人に関する情報】 https://www.kitami-it.ac.jp/about/info-about-kitami/#kankeihojin</p>